

鳥取県新技術等実現化調査検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県新技術等実現化調査検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 県土整備部（各県土整備事務所、各総合事務所県土整備局、西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局、鳥取空港管理事務所及び鳥取港湾事務所を含む。）が社会資本を整備するに当たり、課題・問題点を解決するための新技術や新工法の実現化に向けた調査検討事業（以下「調査検討事業」という。）について、多角的・客観的視点から選別を行うこと。
- (2) 選別した調査検討事業のうち、実施中の事業について助言等を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、公平性、客観性、透明性を確保するため、県民、学識経験者、土木系関係団体等のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長（会長が定まる前にあつては委員会の事務局）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、鳥取県県土整備部技術企画課において行う。

(公表)

第8条 事務局は、委員会における審議結果について、ホームページで公表するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員は、調査審議に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

(報酬及び交通費)

第10条 委員への報酬及び交通費は、県が別に定める規定等に基づき支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調査審議に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行する。